

東広島市教育委員会定例会（令和8年5月）議事録

1 日 時 令和8年5月28日（木）午後3時00分～午後3時55分

2 出席者

（1）教育長 市場教育長

（2）委 員 京極教育長職務代理者、島本委員、柏崎委員、正司委員

（3）事務局 【学校教育部】

片岡学校教育部長、榊原教育参与、矢原教育監、村上学校教育部要支援
児童政策統括監兼教育総務課長、細本教育総務課施設安全担当課長、鷹
橋学事課長、西村指導課長、今井指導課参事、片山次長兼北部学校給食
センター所長、神尾東広島学校給食センター所長、法専安芸津学校給食
センター所長、郡司教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

福光生涯学習部長、中川生涯学習部次長兼生涯学習課長、坂木生涯学習
部こどもの居場所づくり統括監兼青少年育成課長、大内スポーツ振興課
長、尾畑生涯学習課課長補佐兼地域の学びの企画係長兼管理係長

（4）書 記 信原主任

3 場 所 北館2階 201会議室

4 議 題

（1）議案事項

議案第11号 令和8年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出につ
いて【非公開】

（2）報告事項

報告第20号 令和7年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）に
ついて

報告第21号 第6次学校教育レベルアッププラン 令和8年度の取組について

報告第22号 公益社団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

報告第23号 東広島市スポーツ推進計画の策定について

（3）その他

ア 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時

○ 市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和8年5月の教育委員会定例
会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、島本委員と正司委員でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、議案第11号は、議会の議決を経るべき事件

の議案を作成する場合の意見の申出に関することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に当たるため、非公開として審議したいと思います。委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、議案第11号は非公開として、その他の報告に続いて最後に提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

報告第20号 令和7年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）

- 市場教育長：それでは、報告事項からですが、報告第20号 令和7年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）について、説明をお願いいたします。
- 村上学校教育部要支援児童政策統括監兼教育総務課長：それでは、報告第20号 令和7年度東広島市繰越明許費繰越計算書（教育委員会関係分）につきまして、御説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。表にございますとおり、「小学校費」の「小学校施設整備事業」におきましては、川上小学校の長寿命化改良工事等に係る国の補正予算対応や、板城西小学校及び下黒瀬小学校の長寿命化改良設計業務に係る配置検討や工程調整等により、「中学校費」の「中学校施設整備事業」におきましては、松賀中学校の増改築及び八本松中学校屋内運動場の長寿命化改良設計業務に係る配置検討や工程調整等により、「社会教育費」の「生涯学習施設管理運営事業」におきましては、黒瀬生涯学習センターの長寿命化改修工事に係る入札不調により、「図書館管理運営事業」におきましては、高屋情報ラウンジの土地購入に係る関係機関調整により、「文化財施設等整備事業」におきましては、（仮称）新文化財センター改修の修正設計業務に係る入札不調により、それぞれ年度内完了が困難となったことから、合計2億8,645万4千円を繰り越すものでございます。説明は以上でございます。

- 市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

報告第21号 第6次学校教育レベルアッププラン 令和8年度の取組について

- 市場教育長：次に、報告第21号 第6次学校教育レベルアッププラン 令和8年度の取組についての説明をお願いいたします。
- 西村指導課長：2ページ、報告第21号「令和8年度第6次学校教育レベルアッププランの取組について」ご報告いたします。

本プランは、「第3期東広島市教育振興基本計画」に基づく施策を具体化し、計画的に展開するため、学校教育部において令和6年度を初年度とする5か年計画として策定しているものです。折り返しとなる3年目の取組にあたり、本プランに基づく主要事業を、3つの視点からご説明申し上げます。

まず一つ目の視点である「新しい時代に対応し 学び続ける子供」の育成に向けては、多彩な学びの展開への支援を一層加速してまいります。具体的には、小

規模校における遠隔授業の試行や、中学校2校へのA I英会話アプリの試行導入を通して、その効果的な活用の在り方について研究を進めます。これらの取組を通じて、デジタル学習基盤の日常的な活用を見据え、誰一人取り残すことのない教育環境の構築を図ってまいります。

二つ目の視点である「探究心をもち 子供とともに学び続ける教職員」の育成に向けては、校内研修の活性化と、教職員一人一人の授業等の質の向上を支援してまいります。広島県教育委員会は、令和8年度の「学びの変革」の取組において、安全安心な学習集団づくりに重点を置いています。このことを踏まえ、発達支持的生徒指導の考え方を基盤とし、良好な人間関係と安心感のある学級づくりを土台とした授業づくりについて、指導・助言を一層強化してまいります。また、令和8年3月に改定した「学校における働き方改革取組方針」に基づき、校務D Xや生成A Iの活用等による校務の効率化を推進することで、教職員が子供と向き合う時間を着実に確保してまいります。

三つ目の視点である「全ての子供の可能性を引き出し 地域と協働する学校」の実現に向けては、特別支援教育や不登校児童生徒への支援において、保健・福祉・医療等の専門機関との連携を強化し、多様化する子供たちのニーズに寄り添った柔軟な支援体制の充実を図ってまいります。また、C S（コミュニティ・スクール）挑戦応援事業における学校運営協議会の対象校数を拡大するとともに、1月には「コミュニティ・スクールシンポジウム」を開催いたします。これらの取組を通じて、学校・家庭・地域が一体となり、地域全体で子供を育む機運を一層高めてまいります。併せて、令和10年度中の休日部活動の地域展開に向けて、部活動の地域展開モデルの実証事業への取組や小規模校をつなぎ、児童生徒同士によるオンライン交流会の開催を行ってまいります。また、国際教育の推進についてでございますが、本市では、外国人市民が増加しており、公立学校においても国際的な視野や語学力を育成する教育環境の充実が求められている背景があります。このことを踏まえ、教育課程特例校制度を活用し、初等教育段階から教科を英語で教えることを検討しております。現在は調査研究中ですので、このことの詳細については、次回の定例会でお伝えさせていただきます。

プランの右側には、主な成果指標と令和7年度の現状値をお示ししております。各指標の数値を確認しますと、改善・向上が図られているものがある一方で、なお課題が残るものも見受けられます。子供たちの「挑戦・協働・創造」の資質・能力を高め、本プランが目指す子供の姿を実現するため、市教育委員会といたしましては、各学校が抱える課題を的確に把握し、その解決を見据えた取組を着実に推進してまいります。

なお、本年度の取組を適切に評価・検証し、次年度の改善につなげるため、12月に、各小中学校の児童生徒及び教職員を対象としたアンケートを実施いたします。アンケートの結果及び本年度の取組の成果については、2月開催の教育委員会定例会において報告させていただきます。

本年度の第6次学校教育レベルアッププランの取組については以上です。

- 市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 京極教育長職務代理者：令和8年度において小規模校における取組とは具体的にどんなことをされているのでしょうか。
- 西村指導課長：これについては今年度から取組を開始しております。取組は大きく2点あります。1点目は、小規模校において、複式学級をオンラインで接続した遠隔授業の実施です。2点目は、安芸津中学校区における取組です。安芸津中学校には3つの小学校から児童が進学するため、3小学校の6年生をオンラインでつなぎ、総合的な学習の時間や特別活動の取組の交流を行います。これにより、中学校生活への円滑な接続を図ります。
- 京極教育長職務代理者：大変良いことだと思います。もう一点、A Iの英会話は語学には役に立つと思いますので、英会話についてはどんどん進めたほうが良いと思います。校務における生成A Iの現状はどうでしょうか。
- 西村指導課長：英語分野については、効果的な活用が可能であると考え、取組を進めております。また、校務D Xに係る生成A Iの活用については、本市では現在、生成A Iに関するガイドラインを作成中でございます。まずはガイドラインを整備したうえで、どのような場面で効果的に活用できるかを整理し、校務に加えて授業での活用も検討してまいります。働き方改革にもつながることから、校務における生成A Iの活用を促進してまいります。加えて、状況に応じて、子供たちの活用についてもガイドラインの中で整理してまいります。
- 京極教育長職務代理者：校務で使うのはいいけれど、授業での指導案などはある程度経験していないと誤った使い方になる可能性もあるので、十分に議論して活用してください。
- 西村指導課長：生成A Iの活用については、誤った利用となる可能性もあることから、慎重に対応すべき面と、積極的に活用すべき面の両面があります。今後は、そのバランスを図りながら取組を進めてまいります。
- 京極教育長職務代理者：組織でどのように対応していくかはすごく大事だと思いますので、そういったことも含めて検討してってください。
- 島本委員：不適切な指導根絶への取組が入っていますが、対象は誰にどんなことをされているのでしょうか。
- 矢原教育監：年度当初の4月に、全ての校長に対して示達しております。文部科学省の「生徒指導提要」における「不適切と考えられる指導の例」を示し、こうした指導が不登校や自死の契機となる場合もあることから、体罰を含めた不適切な言動は、部活動も含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても許されないことを徹底しています。各学校において、服務研修等を通じて共通認識を図るよう伝えています。
- 今井指導課参事：昨年度、不適切な指導根絶に関する研修を2回実施しております。

1 回目は生徒指導主事を対象とした生徒指導主事研修で、不適切な指導と考えられ得る例を提示し、指導の在り方について協議を行いました。2 回目は全教職員研修の生徒指導分野において実施し、関西外国語大学の新井教授を講師として招き、不適切な指導の防止に加え、より良い生徒指導の在り方について御講話をいただきました。このように、生徒指導主事、全教職員を対象に研修を実施しております。

- 鷹橋学事課長：今ありましたように、示達、研修のほかに、昨年11月に、体罰セクシャルハラスメント等全般についてのアンケート様式を学事課で作成し、実施するよう学校に通知しました。各学校の教職員だけでなく、児童・生徒及び保護者にも不適切な指導の具体例を示し、共通認識をもった上でアンケートを実施しました。
- 市場教育長：アンケートの実施時期は。
- 鷹橋学事課長：教職員は昨年度から、児童生徒は今年度から新たに実施していきます。
- 島本委員：「コミュニケーションベースの授業の日常化」について教えてください。
- 西村指導課長：外国語教育の推進に関する取組の一つです。内容としては、言語活動の充実を図るものです。言語活動とは、英語を用いて児童生徒が互いの考えや気持ちを伝え合う活動を指しますが、これを単元や授業の中で日常的に実施することを目指しています。例えば中学校では、50分授業のうち概ね5割において、このような活動が行われることを目標としています。
- 島本委員：「サードプレイスの創出」とはどういったものでしょうか。
- 西村指導課長：自主研修サークルの立ち上げに関する取組として「サードプレイスの創出」を位置付けています。サードプレイスとは、学校でも家庭でもない「第三の場」を指し、学校支援センターが中心となって自主研修サークルの形成を支援するものです。近年、経験の浅い教員が増えていることから、自己研鑽の機会となる場の確保を目的として、メンバーの募集や会場準備などについて学校支援センターを中心に支援していきます。
- 島本委員：時間外ですか？
- 西村指導課長：学校外で、勤務時間外に実施するものです。
- 島本委員：「ニュースレター」とは何ですか。
- 西村指導課長：外国につながる児童生徒への取組に関するものです。本市では、日本語指導が必要な児童生徒が増加している一方で、取組が一部の担当教員に限られ、学校全体で共有されにくいという課題があります。そのため、国の動向や日本語指導に関する研修内容、授業づくりの視点、翻訳機器の活用方法等について広く周知することを目的に、ニュースレター（新聞形式・1枚）を年2回作成し、令和6年度から発行しています。作成したニュースレターはポータルサイトに掲載し、市内の教員が随時閲覧できるようにしています。
- 島本委員：最後に、成果指標で100%になるのか、根拠も聞かれると思いますが、指

標を建てるのに苦労した部分などありましたら教えてください。

- 鷹橋学事課長：レベルアッププランは令和6年度からスタートしておりますが、作ったのは令和5年度でした。その際に指導課長でしたのでお答えさせていただきます。レベルアッププランの上位計画として第3期東広島市教育振興基本計画がございます。この計画の目標として100%が多く設定されています。基本計画策定に当たり学識経験者の方から意見をいただいたり、パブリックコメントを実施したりして広く声を募集しました。「100%を目指すべき」という声や、「それは難しいのではないかな」等様々な意見がありました。ただ、基本計画を策定する視点の1つに「誰一人とりこぼさない」というSDGsの視点がありました。この精神を教育委員会が諦めてはいけないという共通認識のもと、この数値になりました。この上位計画の流れから、レベルアッププランについても目標値が100%としました。レベルアッププランを作成する際の検討委員会でも、学識経験者の方からは、「将来の夢や目標を持っていますか」について目標を100%にしていると、「夢や目標を持っていないとだめ、という逆の意味でのメッセージになるのではないかな」という意見を頂きました。やはり長い将来についての目標だけでなく、短いスパンで例えば「50m走で0.1秒速く走る」といったものでも立派な目標であり、目標を持つことは大切ということで100%を目指しております。理想のように思われるかもしれませんが、私たち教育委員会の諦めないという決意でもあると思っております。
- 島本委員：ありがとうございました。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。

報告第22号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

- 市場教育長：次に、報告第22号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について、説明をお願いいたします。
- 中川生涯学習部次長兼生涯学習課長：報告第22号「公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況」につきまして、ご説明申し上げます。

公益財団法人東広島市教育文化振興事業団は、本市が全額出資して設立した団体であり、東広島市における教育、文化、芸術及びスポーツの振興に関する事業を行い、もって心豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の向上に寄与することを目的とする法人でございます。

令和7年度の経営状況につきまして、「公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況を説明する書類」により、ご説明いたします。

4ページでございます。

はじめに、令和7年度の事業報告でございますが、実施した事業の概要を、ここから23ページにかけてまとめております。

「公益目的事業」として、本市における教育文化芸術の振興及び国際化の推進に関する事業において、自主企画事業や文化活動の支援、コミュニケーションコ

ーナーの運営などに関する事業等を実施するとともに、スポーツ教室の開催等スポーツ振興に関する事業においては、体育施設運営のほか、スポーツの振興、国民健康保険などに関する事業等を実施いたしました。

続いて、令和7年度決算についてでございます。

24ページでございます。貸借対照表は、令和8年3月31日現在における資産、負債及び正味財産の状態を表したものでございます。

まず、資産でございますが、ローマ数字Ⅰ資産の部の一番下の行、資産合計は、2億3,557万5,087円でございます。次に、負債でございますが、ローマ数字Ⅱ負債の部の一番下の行、負債合計は、1億1,519万8,745円でございます。次に、正味財産でございますが、ローマ数字Ⅲ正味財産の部の下から2行目、正味財産合計額は、資産合計から負債合計を差し引きし、1億2,037万6,342円でございます。

次に、26ページでございます。正味財産増減計算書は、令和7年度における正味財産の増減を表したものでございます。はじめに、一般正味財産でございます。経常収益は、1の(1)経常収益の一番下の行、経常収益計は5億625万1,901円でございます。次に、経常費用でございますが、1の(2)経常費用を27ページにかけて記載しております。

27ページでございます。表の中ほど、経常費用計は、4億8,901万5,261円でございます。その4行下、当期経常増減額は、経常収益計から経常費用計を差し引きし、1,719万6,640円の黒字となっております。その要因としましては、有価証券の運用益、文化・学習センターの利用料収益などが主なものでございます。なお、その下の項目、経常外増減はございませんので、一般正味財産期末残高は、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高を合わせた1,854万1,342円でございます。次に、表の下から2行目、地方自治体からの出資金などが該当する指定正味財産の期末残高は、1億183万5千円で、1行上の期首残高は、1億650万円となっております。期首残高から期末残高を差し引き、466万5千円の減となっております。その要因としましては、有価証券の国債の買い替えに伴い、公益法人会計基準に基づき、全ての債権の評価方法を取得原価から時価評価に変更した影響によるものでございます。表の一番下、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高を合わせ1億2,037万6,342円でございます。

続いて、令和8年度の事業計画及び予算についてでございます。

34ページでございます。令和8年度の事業計画でございますが、ここから52ページにかけて、各事業の概要をまとめております。引き続き、教育、文化、芸術、及びスポーツの振興等に関する事業を実施することとしております。

令和8年度の新規事業の一つとしましては、「地域人財がつなぐ学びと実践の好循環事業」といたしまして、市民の学び等を地域内で循環させ、地域全体のウェルビーイングの向上と持続可能な地域人財の育成を図る取り組みを行うことと

しています。

続いて、令和8年度予算についてでございます。

53ページ、令和8年度正味財産増減予算書でございます。経常収益は、上から7行目の市等受託収益が主なものでございますが、上から13行目、経常収益計は、5億1,572万1千円を見込んでおります。その下の、(2)経常費用は、文化振興事業費、スポーツ振興事業費、及び管理費について、費目ごとに予算を計上しております。

54ページでございます。表の中ほどの網掛け欄、経常費用計は、5億1,472万1千円となっており、1行下の、当期経常増減額が100万円の黒字となっております。こちらは、将来的に公益を充実させるため、資金を積み立てようとするものでございます。その下段、経常外増減はないため、当期一般正味財産増減額は100万円の増を見込んでおります。

経営状況の概要は以上でございますが、令和6年に改正された、いわゆる「公益法人認定法」が、令和7年4月に施行されたことに伴い、公益法人には、収益を活用した中長期的な事業展開、透明性と信頼性向上に向けた体制の整備、自主財源の確保による自主的・自律的な経営判断が求められております。そのため、事業団自らが積極的に改革・改善に取り組み、戦略的かつ効率的な経営体制を確立できるよう、一層連携を深めてまいりたいと考えております。

報告第22号「公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況」の説明は、以上でございます。

- 市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 京極教育長職務代理者：新しい事業や特徴的な事業はありますか。
- 中川生涯学習部次長兼生涯学習課長：活動支援事業として東広島熟年マイスターコースや広島大学マスターコースや、市民企画講座等により新たな講座等を実施しております。
- 京極教育長職務代理者：たくさん事業があるので大変かと思いますが、また違った形など次の段階につながるよう検討していただければと思います。ありがとうございました。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。

報告第23号 東広島市スポーツ推進計画の策定について

- 市場教育長：次に、報告第23号 東広島市スポーツ推進計画の策定について、説明をお願いいたします。
- 大内スポーツ振興課長：報告第23号 東広島市スポーツ推進計画の策定についてご報告いたします。始めに1策定の趣旨ですが、本市における、スポーツ施策を総合的かつ体系的に推進するための基本計画である「東広島市スポーツ推進計画」の

計画期間が、令和8年度末で満了することから、次期「東広島市スポーツ推進計画」を策定するものでございます。次に2計画の概要・策定方針でございます。

1) 計画の位置づけ・策定方針につきまして、本計画は、「スポーツ基本法」第10条の規定に基づき作成するものでありまして、策定にあたっては、本市最上位計画である「第5次東広島市後期総合計画」をはじめ、他部局の関係計画、並びに国・県の上位計画等との整合を図りながら策定を進めます。2) 計画期間は令和9年度から令和18年度までの10年間としていますが、社会情勢の変化により見直しを行います。3) 策定体制として学識経験者、スポーツ団体の代表者、地域団体の代表者及び関係機関の関係者で構成する「東広島市スポーツ推進審議会」においてご審議いただきます。続きまして3アンケートの結果概要についてでございます。1) アンケート実施概要につきましては、東広島市スポーツ活動に関する市民アンケート調査として、本年1月に市内居住者16歳以上の方にアンケートを実施するとともに、東広島市スポーツ協会加盟団体や庁内関係課に聴き取り調査を行いました。2) アンケートの主な結果、意見等でございますが、週1回以上スポーツをしている市民は約半数となり、現計画策定時35.6%から向上しています。また、ウォーキング、体操など身近で低負担・短時間で取り組めるスポーツのニーズが高いこと、健康づくり、介護予防のためなど日常的なスポーツ需要が高まっていることが確認されました。一方で、20歳から40歳代でスポーツ活動の空白期が存在し、意欲・関心があるものの行動に結びついていないといった課題、スポーツ活動に向けた「時間」・「距離」・「情報」の壁が存在する等の課題解決に課題解決に向けた施策展開を検討する必要があることや、大学と連携した学生・若者への期待の声があること、中学校部活動の地域展開が「地域の活性化」への期待につながっていることを踏まえ、市民がライフステージに応じたスポーツに親しむことができる環境づくりに向けた取組が必要であると考えております。最後に4策定スケジュールについてです。6月より審議会への諮問、教育委員会定例会での報告を視野に入れ、計画素案を策定、パブコメの実施を経て、2月に計画策定を予定しております。東広島市スポーツ推進計画の策定については以上でございます。

- 市場教育長：ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 島本委員：アンケートの1,000人はどのように抽出しましたか。
- 大内スポーツ振興課長：まず地域を旧市・旧町にエリアを分け、年代を10代、20代から70代以上等に分けて人口割により按分したうえで1,000人を抽出しております。
- 島本委員：1,000人を抽出して回答数が372件ですが、これは想定通りですか。
- 大内スポーツ振興課長：統計上3～4割回収できておりますので、統計学上計画に反映ができると考えております。
- 島本委員：回答者の性別や年代に偏りがあると思いますが、客観的なデータになるのですか。

- 大内スポーツ振興課長：ご指摘のとおり70代以上の回答が最も多く、10代の回答が少ないです。ご意見は頂いていますが、検討が必要かと思います。
- 島本委員：スポーツ活動の距離・情報とは。
- 大内スポーツ振興課長：スポーツが難しいと回答された20代から40代までの方では、スポーツをする場所までの距離が長いとか、情報についてはスポーツイベントの情報が届きづらいということがありました。イベント情報の受け取り方として、10代はSNS、70代以上は広報紙とか、情報を受け取る媒体が異なるため、研究していかないといけないところです。
- 島本委員：中学校の部活動の地域展開が地域活性化への期待とありますが、学校が頑張っていますが、中学生を真ん中として市民の方からも期待されているということが分かりました。
- 大内スポーツ振興課長：部活動の地域展開に対する意見としては、子供たちが地域にいて、地域の方が集まって子供を教えることが横のつながりになるというご意見をいただいております。
- 市場教育長：ほかにはありませんか。

その他ア 次回教育委員会定例会の日程について

- 市場教育長：それでは、「その他」に移りたいと思います。
次回教育委員会定例会の日程について、説明をお願いいたします。
- 村上学校教育部要支援児童政策統括監兼教育総務課長：次回6月は、26日金曜日10時から、場所は本日の会場と同じ北館会議室201でお願いいたします。また、次々回7月は、24日金曜日10時からからでお願いしたいと思います。説明は以上でございます。
- 市場教育長：ありがとうございました。それでは次回は、6月26日金曜日10時から、北館会議室201で決定いたします。次々回は、7月24日金曜日10時からをご提案いたしました。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、よろしくお願いいたします。
その他、事務局からありますか。その他、委員の皆様からございますか。
- 柏崎委員：最近、子どもたちが犠牲になったり、巻き込まれるような事故・事件の報道が多く聞かれるようになり、保護者の間でも、子どもたちの命に係わることで不安の声が聞こえてきています。特に、大きく報道された他県で起きた高校の部活動遠征のバス事故については、とても胸が痛むものでした。東広島市小中学校でも同様に授業や、社会見学、修学旅行、部活動など学校外に移動して活動することがあると思います。
広島県教委では、部活動を含め校外活動の交通手段について一定の安全基準を設けていることや学校の実態調査を始めたこと、文科省からも対応の通知が出ているという報道がありました。日ごろから、各学校、先生方が子どもたちの安全を最優先に子どもたちの成長のために、心を砕きご指導くださっているのをとて

も感謝しています。

そのうえで、東広島市の取組について、東広島市ではどのような基準を設けているのか、市内の学校の現状や実態はどうなっているのか、今度の取組や見えてきている課題など、今わかる範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

- 今井指導課参事：学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全確保については、各学校が「危機管理マニュアル」を作成し、これに基づき、児童生徒の安全が確保されるよう、対策を講じております。移動面で本市の部活動においては、中学校体育連盟の試合等に参加する場合、公共交通機関や貸切バス等を利用することとし、県内であれば費用の4分の3、県外であれば全額を市が負担しています。また、教員の自家用車に同乗させることは、原則禁止しております。この度のバス事故を踏まえた国からの通知では、事業者との適切な契約の締結等について学校が行うことが明記されました。具体的には、事業者へ貸切バスによる運送の依頼であることを明確に伝えること、乗車当日の緑ナンバーの確認、事業者から運送引受書の交付を受け、記載内容に問題がないか確認することにより、契約内容を明確化することなどです。この通知を踏まえ、従来、業者の安全対策は業者に委ねられていた面もありましたが、今後は、学校としても業者の安全対策を確認し、児童生徒の校外活動における事故防止等に万全な措置を講じるなど、安全対策を推進してまいります。このことについては、既に各学校に通知済みではありますが、6月の校長会において、再度注意喚起を行う予定としております。

議案第11号 令和8年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開】

【非公開】

- 市場教育長：以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。それでは、以上で会議を閉会いたします。皆様、ご協力ありがとうございました。

閉会 午後3時55分